公益財団法人大田区産業振興協会
勤労者共済事業実施規程

（平成７年 10 月１日規程第 16 号）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が実施する事業のうち、勤労者共済事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　中小企業とは、常時雇用する従業員の数が 300 人以下の事業所をいう。

（事業）

第３条　勤労者共済事業は次のとおりとする。

（１）会員の共済給付に関する事業

（２）会員の福利厚生に関する事業

（３）その他、勤労者共済事業の目的達成に必要な事業の内容については、別に定める。

第２章　会　員

（会員の資格）

第４条　会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）区内の中小企業の事業主及び従業員

（２）区内に居住し、区外の中小企業に勤務する従業員

（３）その他理事長が特に認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

（１）臨時又は期間を定めて断続的に雇用される者

（２）加入時に 14 日以上休業している者、又は 14 日以上の休業を要すると診断されている者

（３）その他、理事長が適当でないと認めた者

（入会手続）

第５条　会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し承認を得なければならない。

２　理事長は、前項の手続きが完了したときは、会員証を発行するものとする。

（資格の発生）

第６条　会員の資格は、前条の手続きを完了した日から発生する。

（入会金）

第７条　入会金の額は、１人につき 200 円とする。

２　既納の入会金は返還しない。

（会費）

第８条　会費は、１人につき月額 500 円とする。
（１）会費の納入は、会員資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとする。
（２）会費は、原則３か月に１回先払いするものとし、４月、７月、10 月及び１月に会員が指定する金融機関の預金口座から口座振替により納入するものとする。
（３）理事長は、会費を ３ か月以上滞納した者に対して、納入を督促しなければならない。
２　既納の会費は、原則返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
（１）会員が会費を納入した後に退会した場合は、退会日の属する月の翌月以降の会費を返還することができる。
（２）会員が死亡した場合は、死亡した月の翌月以降の会費を返還することができる。ただし、遡及返還は退会届受理日から起算して最高６か月までとする。
（退会届）
第９条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。
（１）第４条に掲げる資格を失ったとき
（２）前号以外の理由により退会しようとするとき
（資格の喪失）
第 10 条　次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失する。
（１）前条第１号に該当したとき
（２）前条第２号により退会届が受理された日
（３）その他、理事長が特に認めたとき
（変更届）
第 11 条　会員又は事業所は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。
（会員証の再発行）
第 12 条　理事長は、会員証の紛失又は汚損により再発行の請求があったときは、再発行することができる。その場合の手数料は 200 円とする。
（除名）
第 13 条　理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、除名することができる。
（１）第８条第３号による会費の督促が、督促した日から３か月以上経過し、引続き納入の見込みがないと認められるとき
（２）協会の事業を妨げる行為をしたとき
（３）偽りその他不正な行為により、協会の事業から利益を受けようとしたとき、又は受けたとき
（４）協会の信用を失わしめる行為をしたとき
（受益の制限）
第 14 条　理事長は、会員が会費の納入その他協会に対する金銭の支払を怠ったときは、

会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

第３章　勤労者共済事業運営協議会

（設置）

第 15 条　勤労者共済事業の運営に関し、理事長の諮問ならびに意見を具申するため、勤労者共済事業運営協議会を置く。

（構成）

第 16 条　勤労者共済事業運営協議会は、運営委員 12 人以内をもって構成する。

（選任・任期）

第 17 条　運営委員は理事長が委嘱し任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議）

第 18 条　勤労者共済事業運営協議会は理事長が招集し、運営は座長がこれにあたる。座長は委員の互選による。

第4章　給 付 金 品

（給付金品）

第 19 条　会員の福祉向上を図るため、別表に定めるところにより給付金品を支給する。

（結婚祝金）

第 20 条　会員が結婚したときは、１回に限り結婚祝金を支給する。ただし、婚姻の届出をした者に限る。

（金婚祝金）

第 21 条　会員が結婚後 50 年を経過したときは、金婚祝金を支給する。

（銀婚祝金）

第 22 条　会員が結婚後 25 年を経過したときは、銀婚祝金を支給する。

（出生祝金）

第 23 条　会員又は会員の配偶者が出産したときは、出生祝金を支給する。ただし、出産７日以内に死亡したものは除く。

２　多児出産の場合は、１児について１件として支給する。

（入学祝品）

第 24 条　会員の子が小学校又は中学校に入学したときは、入学祝品を支給する。

（20 歳祝金）

第 25 条　会員本人が 20 歳の誕生日を迎えたときは、20 歳祝金を支給する。

（入院見舞金）

第 26 条　会員が連続して 14 日以上入院したときは、入院見舞金を支給する。

２　入院見舞金は、傷病及び回数にかかわらず同一年度内に１回に限り支給する。

３　入院見舞金は、入院後退院することなく死亡した場合は支給しない。

（障害見舞金）

第 27 条　会員が、会員の資格を有する期間中に身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けたときは、障害見舞金を支給する。

（死亡弔慰金）
第 28 条　会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を支給する。
２　会員の配偶者、実父母・養父母及び子（24 週以上の死産を含む）が死亡したときは、家族死亡弔慰金を支給する。ただし、父母の場合は実父母・養父母にかかわらず、父母それぞれ１回に限り支給する。
３　会員死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位は、次の順とする。
　配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
４　前項の弔慰金を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人のした請求は同順位の遺族全員が行ったものとみなし、その請求を行った遺族１人に対して弔慰金を支給する。
（住宅災害見舞金）
第 29 条　会員の居住する家屋及び家財が火災により損害をうけたときは、住宅災害見舞金を支給する。
２　被災家屋に生計を一にする会員が２人以上居住しているときは、１人にのみ支給する。
３　会員の居住する家屋及び家財とは、所有の有無にかかわらず、会員が現に生活の本拠としている建物及び付随する家財をいい、店舗・事務所・作業所等は含まない。
（継続会員祝品）
第 30 条　勤労者共済に加入した日の属する年度（年度は４月１日から翌年３月 31 日までとする。）の翌年度を第１年度として、加入期間に中断がなく５年、10 年、20 年又は 30 年を経過した日の属する年度の３月 31 日現在において会員資格を有する者を、継続祝品の支給対象とする。
２　前項に規定する支給対象者のうち、当該年度の翌年度の支給申請時点において会員資格を有する者に対し、継続祝品を支給する。
（受給資格）
第 31 条　この規程に定める給付金品は、会員資格を得たときから３か月未満に発生した事由については支給しない。ただし、第 25 条に規定する 20 歳祝金については、この限りでない。
（支給の制限）
第 32 条　この規程に基づく給付金品は、会員が第 14 条の規定により受益の制限を受けているときは、支給しない。
２　入院見舞金、障害見舞金、住宅災害見舞金及び死亡弔慰金は、発生原因に災害救助法が適用されたときは支給しない。
（給付金品の請求）
第 33 条　給付金品の支給を受けようとする者は、給付事由ごとに給付金品請求書を提出し、給付金品請求書に別表に定める書類を添付しなければならない（電磁的方法による提出を含む）。
２　給付金品の請求は、給付事由の発生した日から 1 年以内に行わなければならない。なお、入学祝品及び継続祝品の請求は対象事業年度内に行わなければならない。ただし、理事長が遅延事由をやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。
（給付の決定）

第 34 条　理事長は、給付金品請求書を審査のうえ給付の可否について決定し、給付決定通知書により通知するものとする（電磁的方法による通知を含む）。ただし、給付金品の支給をもってこれに代えることができる。

（給付金品の返還）

第 35 条　会員が、偽りその他不正な行為により給付金品の支給を受けたときは、理事長は、給付金品を返還させるものとする。

（審査の申し立て）

第 36 条　会員は、給付の決定に関し不服があるときは、給付決定通知書を受領した日から 60 日以内に、理事長に対し審査の申し立てをすることができる。

（委任）

第 37 条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付　則

1　この規程は、平成７年 10 月１日から施行する。

2　大田区勤労者共済会に既に入会しているものについては、第５条に定める手続きを完了したものとみなす。

3　会員期間の計算にあたっては、大田区勤労者共済会の会員期間を通算する。

付　則

1　この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

2　経過措置として、金婚祝金、及び銀婚祝金の請求については、平成 13 年４月１日以降に請求事由が生じたものから適用する。この場合、平成 13 年４月１日から同年６月 30 日までに事由が生じたものについては、平成 16 年度中の請求を認めるものとする。ただし、支給金額は改正前のものとする。

付　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

付　則

1　この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

2　改正後の給付金規定は、平成 22 年４月１日以後に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

3　平成 22 年３月 31 日現在で６年から９年に達している会員については、第 30 条の規定にかかわらず、平成 22 年３月 31 日現在で会員期間が継続して５年に達している会員とみなして、その年の４月１日から始まる年度に継続会員祝金・品を支給する。

付　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付　則（平成 25 年３月 28 日理事会決定）

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

付　則（平成 26 年３月 28 日理事会決定）

1　この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　改正後の給付金は、平成 26 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。
3　平成 26 年 3 月 31 日以前に会員資格を有する者は、受給資格については、従前の例による。

付　則（平成 27 年3月 25 日理事会決定）

1　この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。
2　改正後の給付金は、平成 27 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

付　則（平成 28 年3月 28 日理事会決定）

1　この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。
2　改正後の給付金は、平成 28 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

付　則（平成 29 年 11 月8日決定）

1　この規程は、平成 30 年4月1日から施行する。
2　改正後の給付金品は、平成 30 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。申請書式・事由証明書類についても従前のとおりとする。ただし金婚・銀婚祝金に関しては、平成 31 年 3 月 31 日までに申請するものとする。

付　則（令和３年3月３０日決定）

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
2　改正後の給付金品は、令和３年４月１日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。申請書式・事由証明書書類についても従前どおりとする。

付　則（令和８年2月 24 日決定）

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。
2　改正後の給付金品は、令和８年４月１日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。申請書式・事由証明書書類についても従前どおりとする。

別表（第 19 条関係）

給付金品の種類		給　付　事　由	給付金額等	給付金品請求時に必要な書類等
祝金	結　婚	会員が結婚したとき	20,000 円	・婚姻届受理証明書もしくは夫婦の戸籍謄本 ※1 回に限ります。
	出　生	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000 円	・母子健康手帳、出生届受理証明書、戸籍謄本のいずれか一つ
	20 歳	会員本人が 20 歳の誕生日を迎えたとき	10,000 円	・氏名および生年月日が確認できる公的な証明書
	銀　婚	会員が結婚後 25 年を経過したとき	10,000 円	・入籍日から 25 年又は 50 年経過後の戸籍謄本に限る
	金　婚	会員が結婚後 50 年を経過したとき	10,000 円	
祝品	入　学	会員の子が小学校・中学校に入学したとき	5,000 円相当	・子の氏名および生年月日が確認できる公的な証明書
	継続会員	前年度の3月 31 日において対象年数を経過した会員であり、かつその翌年度の申請時においても会員であるとき	5,000 円相当	・原則として会員からの提出書類は不要（協会において会員期間を確認） ・最長 30 年継続まで
見舞金	入　院	会員が連続して 14 日以上入院したとき	10,000 円	・入院期間が記載されている病院の領収書又は診断書 ※傷病及び回数にかかわらず同一年度内に１回に限ります。
	障　害	会員が会員の資格を有する期間中に、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けたとき	20,000 円	・身体障害者手帳 ※同一の会員についての支給は、１回に限ります。
	住宅災害	会員の居住する家屋及び家財が、火災により損害をうけたとき	10,000 円	・消防署で発行する罹災証明書
弔慰金	会員死亡	会員期間５年以上	30,000 円	・死亡事項と請求者の続柄が記載されている戸籍謄本、その他これに準ずる公的書類
		会員期間５年未満	10,000 円	
	家族死亡	会員の配偶者が死亡したとき	10,000 円	・死亡事項と請求者の続柄が記載されている戸籍謄本、その他これに準ずる公的書類 ・死産のときは、医師の証明書もしくは死産届出受理証明書
		会員の実父母・養父母が死亡したとき		
		会員の子が死亡したとき		

（重要）給付金品請求時に必要な書類は、原本の写し（コピー）をもって請求することができます。電子申請による請求の場合は、協会が定めるところにより、当該書類を画像データその他の電磁的記録として提出することができます。

※給付金品の支給は、１の給付事由につき１件の請求によるものとします。

※次の場合は、給付を制限又は停止します。

・入院され退院することなく死亡された場合は、入院見舞金を給付しません。

・住宅災害見舞金は、生計を一にする家族に、複数の会員がいる場合、1 件のみの給付になります。

・会費の納入その他協会に対する金銭の支払が滞っている会員からの請求には応じません。

・不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。

・すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付しません。